

津山市スポーツ少年団認定指導者育成交付金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 津山市スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という）相互の連携と資質・指導力向上を促進することを目的として交付する、津山市スポーツ少年団認定指導者育成交付金（以下「交付金」という。）に対しては、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付金額の決定等)

第2条 各団への交付金は、原則スポーツ少年団登録システム指定期間終了後、次の算定方法にて額を決定し、各団に交付額を通知する。

※交付金の算定方法 @ 1, 500円 × 認定指導者人数分（各団）

(交付申請)

第3条 各団は、交付金交付申請書（様式1）を原則団登録システム指定期間終了後、本部に提出しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、交付金に関するその他の必要事項は、本部長が別にこれを定める。

附則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。